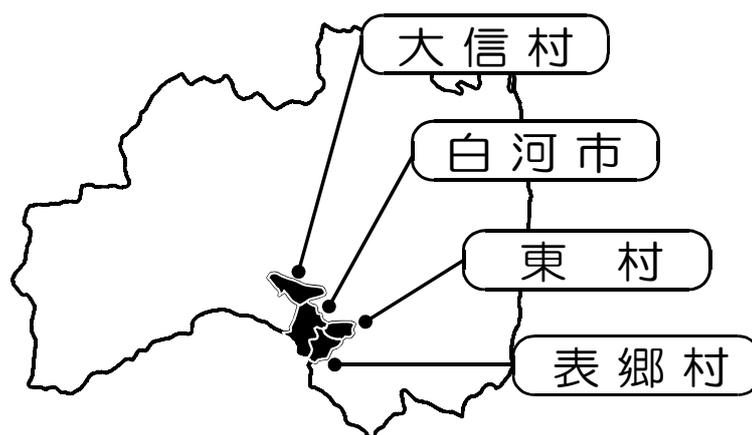


第 16 回

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

会議資料



日時 平成17年5月24日（火）午後2時30分

場所 大信村農村環境改善センター

第16回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 次 第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

4 議 事

(1) 会議録署名人の指名

(2) 報告事項

報告第40号 第15回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について

報告第41号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会繰越明許費繰越しの報告について

報告第42号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算について

報告第43号 事務組織及び機構の取扱いの具体的調整について【協定項目13】

(3) 協議事項

協議第72号 平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算（第1号）（案）について

協議第73号 特別職の報酬等調整委員会の設置について【協定項目11】

協議第74号 新市の市章について【協定項目19】

(4) その他

①第17回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について

②その他

5 閉 会

報告第40号

第15回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について

第15回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について、別紙のとおり報告する。

平成17年5月24日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

第15回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会議事内容要旨

日時	平成17年3月29日(火) 午後1時30分～午後2時7分
場所	ホテル&コテージ 白河関の里
出席者	出席者(委員38名 顧問2名) 欠席者(2名)
議事	協議会規約第9条第4項の規定により会長(白河市長)が議長となり議事進行を行った。
	<p>(1) 会議録署名人の指名</p> <p>会議録署名人として、大越喜平委員(白河市)、和知幸男委員(表郷村)、藤田清委員(大信村)、水野谷正明委員(東村)を指名した。</p>
報告第37号	<p>(2) 報告事項</p> <p>報告第37号 第14回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>質問等なく了承された。</p>
報告第38号	<p>報告第38号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局規定の一部改正について 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>質問等なく了承された。</p>
報告第39号	<p>報告第39号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会合併準備プロジェクトの設置について 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>質問等なく了承された。</p>
協議第69号	<p>(3) 協議事項</p> <p>協議第69号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算(第3号)(案)について 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p>
協議第70号	<p>協議第70号 平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事業計画(案)について 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p>

協議第 71 号	<p>協議第 71 号 平成 17 年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出予算（案）について</p> <p>事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p>
その他	<p>第16 回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について</p> <p>事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <p>第 16 回協議会を 5 月 24 日（火）午後 1 時 30 分より大信村農村環境改善センターで開催することとした。</p>
	<p>人事異動により協議会顧問を退任するにあたり、友部俊一県南地方振興局長と齋須秀行福島県総務部広域行政グループ参事より、あいさつをいただいた。</p>
	<p>成井英夫会長が議長の任を降りる旨を宣言</p> <p>議事終了</p>

報告第 4 1 号

平成 1 6 年度 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 1 項の規定により、平成 1 6 年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり平成 1 7 年度へ繰り越したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 1 6 年度 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 繰越明許費繰越し計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
2 事業費	1 事業費	新市例規立案・策定支援業務委託	1,916,250	1,368,750			1,368,750

平成 1 7 年 5 月 2 4 日 提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
 会長 白河市長 成 井 英 夫

報告第42号

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算
について

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算について、別紙
のとおり報告する。

平成17年5月24日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

平成16年度 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算総括表

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	負担金	29,336,000	29,336,000	29,336,000	0	0
3	諸収入					
	1 預金利子	1,000	114	114	0	△ 886
	2 雑入	1,499,000	1,500,084	1,500,084	0	1,084
歳 入 合 計		30,836,000	30,836,198	30,836,198	0	198

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	運営費					
	1 会議費	4,719,000	4,106,537	0	612,463	612,463
	2 事務費	7,269,000	6,279,421	0	989,579	989,579
2	事業費	18,613,000	17,112,390	1,368,750	131,860	131,860
3	予備費	235,000	0	0	235,000	235,000
歳 出 合 計		30,836,000	27,498,348	1,368,750	1,968,902	1,968,902

歳入歳出差引残額 (収入済額－支出済額)

30,836,198円－27,498,348円＝3,337,850円(平成17年度へ繰越)

※うち繰越明許費1,368,750円、純繰越金1,969,100円

平成16年度 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算事項別明細書

歳入

(単位:円)

款 項 目	子 算 現 額						調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計	節						
					区 分	金 額					
1 負担金	23,349,000	5,987,000	0	29,336,000		29,336,000	29,336,000	29,336,000	0	0	
1 負担金	23,349,000	5,987,000	0	29,336,000		29,336,000	29,336,000	29,336,000	0	0	
1 負担金	23,349,000	5,987,000	0	29,336,000	1 関係市村負担金	29,336,000	29,336,000	29,336,000	0	0	白河市 表郷村 大信村 東 村 ##### 6,002,000 5,668,000 5,987,000
3 諸収入	1,009,000	491,000	0	1,500,000		1,500,000	1,500,198	1,500,198	0	0	
1 預金利子	1,000	0	0	1,000		1,000	114	114	0	0	
1 預金利子	1,000	0	0	1,000	1 預金利子	1,000	114	114	0	0	預金利子 114
2 雑入	1,008,000	491,000	0	1,499,000		1,499,000	1,500,084	1,500,084	0	0	
1 雑入	1,008,000	491,000	0	1,499,000	1 雑入	1,499,000	1,500,084	1,500,084	0	0	白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の清算金 雇用保険納付金 1,491,352 8,732
収 入 合 計	24,358,000	6,478,000	0	30,836,000		30,836,000	30,836,198	30,836,198	0	0	

歳出

(単位:円)

款 項 目	予 算					現 額		支出済額	翌年度繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計	節					
						区 分	金 額				
1 運営費	9,923,000	1,962,000	0	103,000	11,988,000			10,385,958	0	1,602,042	
1 会議費	3,915,000	804,000	0	0	4,719,000			4,106,537	0	612,463	
1 協議会費	3,915,000	804,000	0	0	4,719,000						13節から11節へ流用 166,000
1 報酬							3,372,000	2,910,000	0	462,000	協議会委員報酬 2,544,000 小委員会委員報酬 366,000
11 需用費							313,000	302,242	0	10,758	消耗品費 94,532 印刷製本費 122,640 食糧費 85,070
12 役務費							59,000	51,870	0	7,130	協議会委員任意保険(協議会時) 37,810 (小委員会時) 14,060
13 委託料							742,000	615,825	0	126,175	会議録作成業務 615,825
14 使用料及び賃借料							233,000	226,600	0	6,400	会場使用料 196,600 事務機使用料 30,000
2 事務費	6,008,000	1,158,000	0	103,000	7,269,000			6,279,421	0	989,579	
1 事務局費	6,008,000	1,158,000	0	103,000	7,269,000						予備費から13節へ流用 103,000 14節から7節へ流用 15,000 14節から11節へ流用 10,000 14節から12節へ流用 11,000
4 共済費							174,000	146,757	0	27,243	社会保険料 146,757
7 賃金							1,293,000	1,292,895	0	105	臨時職員賃金 1,292,895
9 旅費							114,000	63,060	0	50,940	普通旅費 63,060
11 需用費							1,799,000	1,797,108	0	1,892	消耗品費 1,062,919 燃料費 74,705 印刷製本費 75,205 光熱水費 460,898 修繕費 123,381
12 役務費							685,000	684,562	0	438	通信運搬費 550,018 手数料 106,914 保険料 27,630
13 委託料							217,000	214,050	0	2,950	事務所清掃業務 111,150 プリンター保守業務 102,900
14 使用料及び賃借料							1,454,000	1,165,917	0	288,083	コピー機使用料 1,165,917
18 備品購入費							295,000	141,816	0	153,184	庁用器具等購入費 141,816
19 負担金補助及び交付金							1,200,000	735,456	0	464,544	県派遣職員超過勤務・休日勤務手当負担金 735,456
27 公課費							38,000	37,800	0	200	自動車重量税 37,800

(単位:円)

款 項 目	予 算 現 額					支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考			
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計					節		
										区 分	金 額	
2 事業費	13,935,000	4,390,000	0	288,000	18,613,000			17,112,390	繰越明許費 1,368,750	131,860		
1 事業費	13,935,000	4,390,000	0	288,000	18,613,000			17,112,390	繰越明許費 1,368,750	131,860		
1 事業推進費	13,935,000	4,390,000	0	288,000	18,613,000						予備費から13節へ流用 288,000 8節から13節へ流用 80,000	
						8 報償費	510,000	510,000	0	0	シンポジウム講師・パネラー謝礼 新市名称募集懸賞	420,000 90,000
						11 需用費	2,765,000	2,644,875	0	120,125	消耗品費 印刷製本費 食糧費	62,500 2,546,250 36,125
						12 役務費	18,000	6,765	0	11,235	手数料	6,765
						13 委託料	15,320,000	13,950,750	繰越明許費 1,368,750	500	事務事業一元化及び新市建設計画策定業務 新市例規立案・策定支援業務 電算事業統合化計画策定支援業務 大信村データ移行業務	9,318,750 547,500 2,488,500 1,596,000
3 予備費	500,000	126,000	0	△ 391,000	235,000				0	235,000		
1 予備費	500,000	126,000	0	△ 391,000	235,000				0	235,000		
1 予備費	500,000	126,000	0	△ 391,000	235,000				0	235,000	1款2項1目13節へ充当 2款1項1目13節へ充当	103,000 288,000
支 出 合 計	24,358,000	6,478,000	0	0	30,836,000			27,498,348	1,368,750	1,968,902		

監 査 報 告 書

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算を監査した結果、下記のとおり報告します。

記

1. 監査の対象

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算

2. 監査の期日

平成17年5月19日

3. 監査をした書類

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算書、同事項別明細書、通帳及び関係帳簿類

4. 監査の結果

監査に付された平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算書及び同事項別明細書の計数は、関係帳簿と符合し、かつ正確であり、予算の執行も適正であると認めた。

平成17年5月19日

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫 様

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

監査委員 田 代 行 孝

監査委員 鈴 木 庄 一

監査委員 高 橋 由 三

監査委員 佐 川 周 太 郎

報告第43号

事務組織及び機構の取扱いの具体的調整について【協定項目13】

事務組織及び機構の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

平成17年5月24日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

【協定項目の確認内容】

- 1 新市の組織及び機構については、以下の事項を基本として、合併時まで調整する。
 - (1) 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
 - (2) 住民の声を適正に反映できる組織・機構
 - (3) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
 - (4) 簡素で効率的な組織・機構
 - (5) 新たな行政課題を見据えた組織・機構
- 2 附属機関等については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併時に一元化する。4市村において独自に設置されているものは、新市において速やかに調整する。

【協定項目の具体的調整内容】

新市の組織及び機構については、別紙のとおりとする。

白河市の行政組織について

1 基本的な考え方

合併により、窓口サービス等をはじめとした行政サービスが低下するのではないかと、市民の不安を払拭するため、さらには組織名称等の大幅な変更による市民の混乱を避けるためにも、現行の白河市の組織を基本とし、表郷・大信・東庁舎についても、本庁組織と一体性を保つこととする。

ただし、合併による行財政の効率化や新市としての一体化の変化、さらには新たな行政課題などを見定めながら新市において、引き続き精力的に検討を進め、随時見直していくこととする。

【基本的事項】

- (1) 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (2) 住民の声を適正に反映できる組織・機構
- (3) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- (4) 簡素で効率的な組織・機構
- (5) 新たな行政課題を見据えた組織・機構

2 本庁

本庁は、「総務部」「企画政策部」「市民部」「保健福祉部」「産業部」「建設部」の6部制とし、課・係は、別紙組織図のとおりとする。

【主に担う事務】

本庁は、市全体の行政施策の企画立案及び調整をはじめとする全般的な事務を行うとともに、旧白河地域住民に対する直接的なサービスを担う。

- (1) 市全体に係る各種計画、事業の企画立案
- (2) 市全体の予算の作成
- (3) 市の管理機能及び市の行政組織全体の統括
- (4) 市全体にわたる各種振興策
- (5) 国県等との調整、補助申請等市として外部に統一的に対応することが必要な事務
- (6) 本庁と各庁舎及び各庁舎間の連絡調整
- (7) 旧白河地域に関する事務
- (8) 市全体で対応が必要な施策

3 表郷庁舎・大信庁舎・東庁舎

表郷・大信・東庁舎は、「総務課」「市民課」「保健福祉課」「産業課」「建設課」の5課制とし、係は、別紙組織図のとおりとする。

【主に担う事務】

表郷・大信・東庁舎は、各地域自治区において住民と直結した事務を行うとともに、本庁と密接な連携を図りながら、新市の健全で均衡ある発展を推進する。

- (1) 住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等
- (2) 地域自治区内施設の維持管理及び一定基準内の整備
- (3) 地域特性を生かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施、その他地域振興の推進
- (4) コミュニティ施策の推進及び住民自治支援等
- (5) 地域協議会に関する事務

- (6) 地域自治区の庶務、経理
- (7) その他、庁舎において所掌することが適当と認められる事務

【庁舎の責任体制】

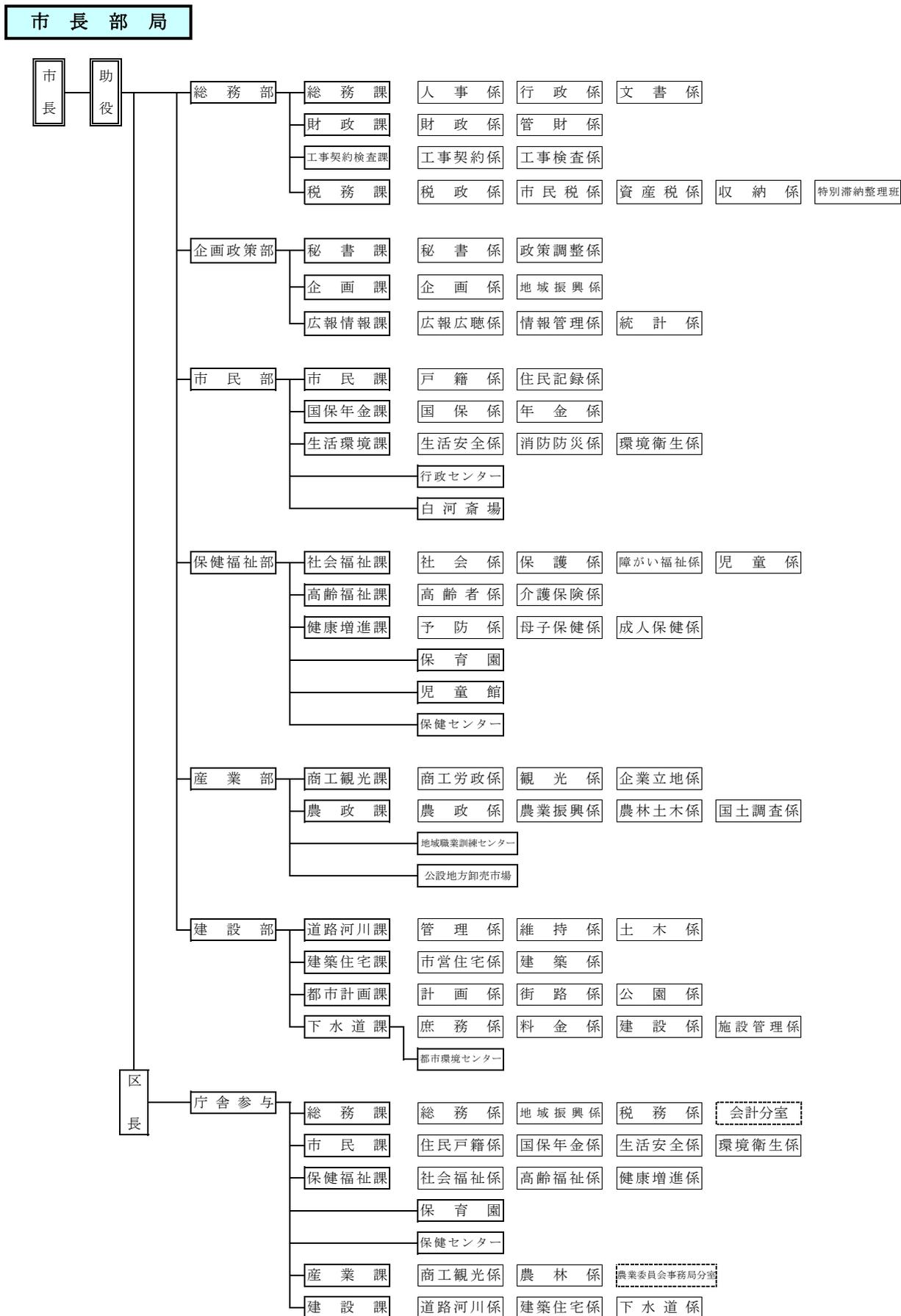
- (1) 区 長 : 区長は、地域自治区内における事務について所属職員に周知徹底(特別職 H22.3.31 まで)させ、合理的・効率的な職務執行を行うとともに、地域自治区の事務を処理する。
また、担当地域自治区に係る運営方針・重要施策の決定及び新市の施策に係る協議・調整に参画する。
- (2) 庁 舎 参 与 : 庁舎参与は、区長を補佐し、その職務を代理する。
(事務吏員)

4 組織のポイント

(1) 市長部局

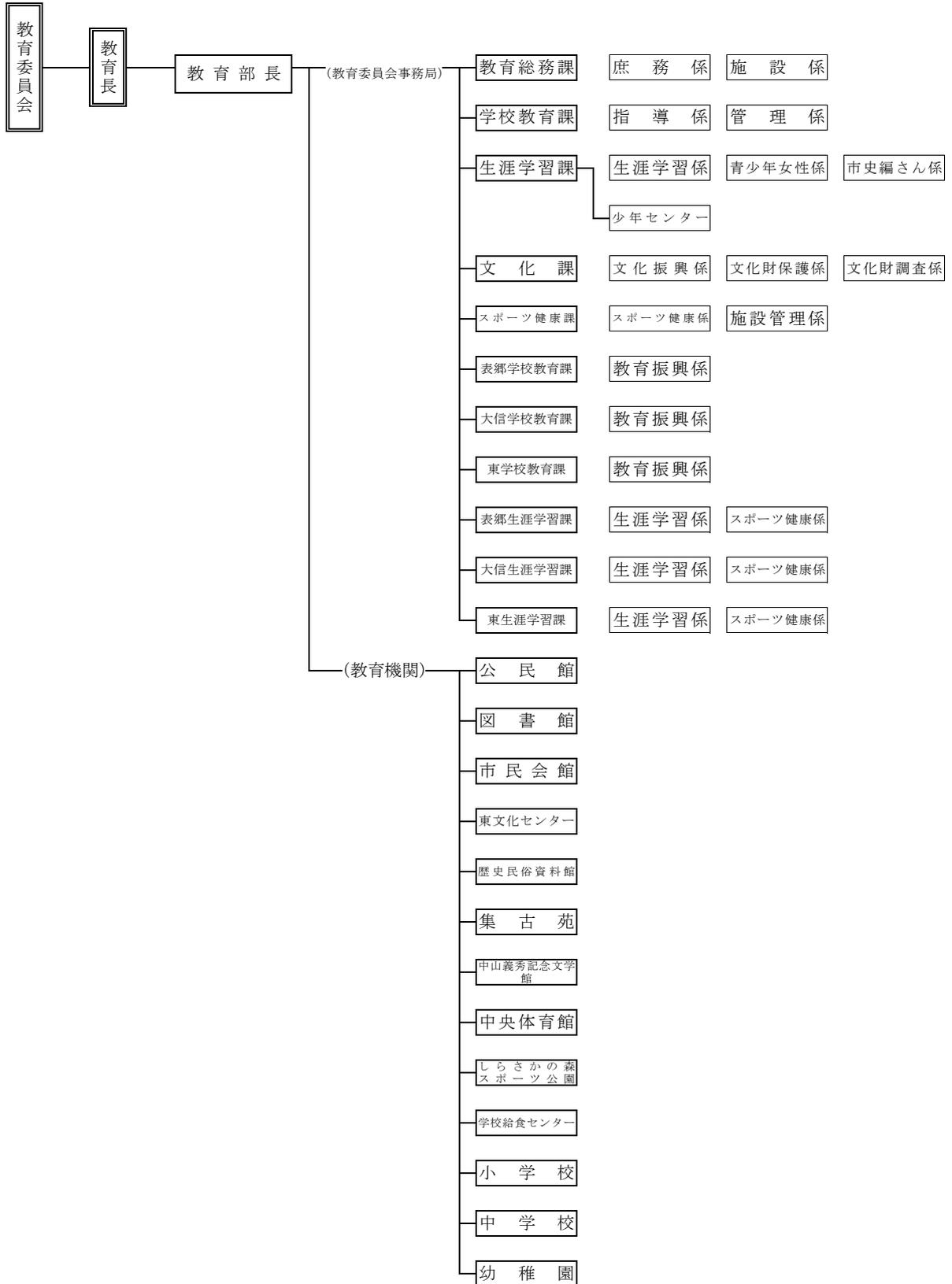
- ア 企画政策部の新設
 - ① 新市における施策調整機能の重要性に鑑み、現在の総務部から企画調整等の部門を独立させ「企画政策部」を新設する。
 - ② 企画政策部を秘書課、企画課、広報情報課の3課体制とし次の事務を担当させることとする。
秘 書 課 : 市長、助役の秘書等に関すること。(秘書係)
地域自治区との調整、政策調整会議等に関すること。(政策調整係)
企 画 課 : 総合計画の策定、新市まちづくりプランの進行管理等に関すること。(企画係)
地域振興等に関すること。(地域振興係)
広 報 情 報 課 : 広報広聴に関すること。(広報広聴係)
電算、情報化等に関すること。(情報管理係)
統計調査に関すること。(統計係)
 - ③ 旧市村における地域振興を図るため、本庁及び各庁舎に「地域振興係」を配置する。
- イ 本庁各部と庁舎各課の対応
 - ① 一体性を保ち、わかりやすい組織とするため「本庁の部」と「庁舎の課」の名称及び業務分野を対応させる。(ただし、本庁の総務部・企画政策部については、庁舎では総務課)
- ウ 係の充実
 - ① 生活保護業務の増に対応するため、保健福祉部社会福祉課に「保護係」を独立させる。
 - ② 消防防災業務の調整機能強化のため、市民部生活環境課に「消防防災係」を独立させる。
- (2) 教育委員会部局
 - ① 芸術文化業務を生涯学習課から文化課に移管し、文化課を4係から3係に再編する。
 - ② 庁舎は、「学校教育課」と「生涯学習課」の2課制とする。
- (3) 会計部局・農業委員会事務局
 - ① 各庁舎に「分室」を配置する。
- (4) 水道事業所
 - ① 各庁舎に「分所」を配置する。

新市の行政組織図【全体】



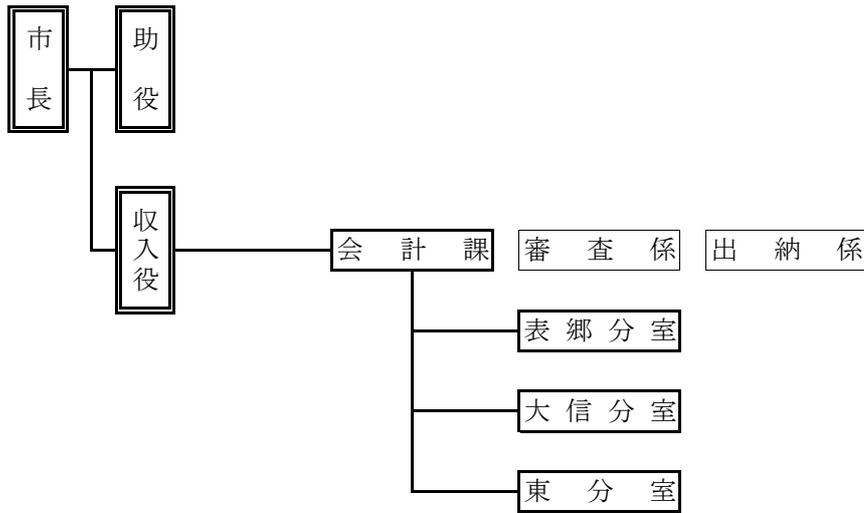
新市の行政組織図【全体】

教育委員会部局

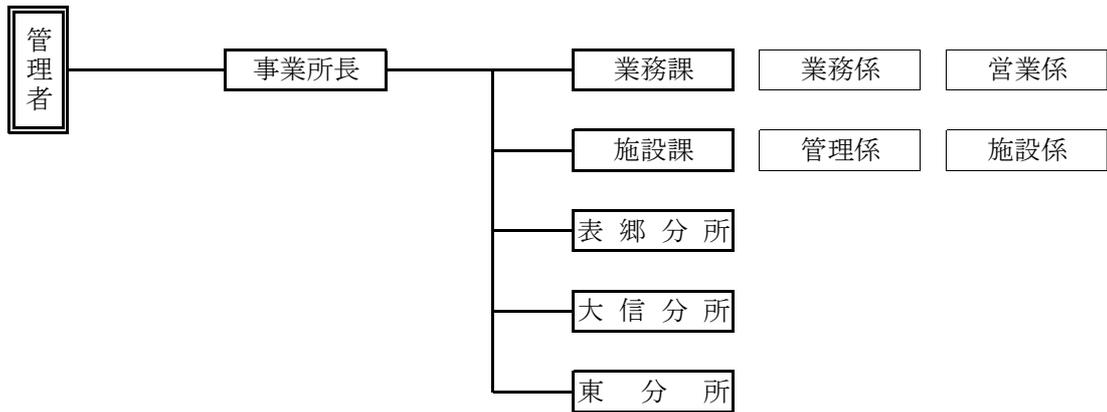


新市の行政組織図【全体】

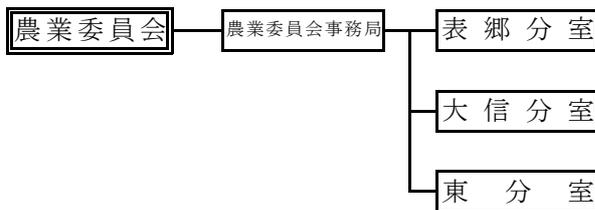
会計部局



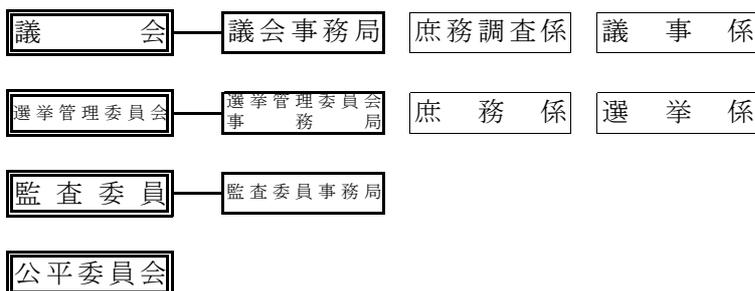
水道事業所



農業委員会



議会等各種委員会



新市事務組織 事務分掌の概要

具体的な事務分掌及び本庁と各庁舎の分担については、今後引き続き検討します。

部 名	課 名	係 名	主な事務分掌
総務部	総務課	人事係	行政組織、職員の人事・給与、福利厚生、職員の研修 等
		行政係	議会、条例・規則の審査、行政改革の推進、行政手続 等
		文書係	文書の管理、情報公開、個人情報保護 等
	財政課	財政係	財政計画、予算編成、財政運営 等
		管財係	市の財産管理、物品の購入 等
	工事契約検査課	工事契約係	建設工事等の入札・契約 等
		工事検査係	建設工事等の検査 等
	税務課	税政係	所得・納税額等の証明、市税の収入金管理 等
		市民税係	市民税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料の課税、申告相談 等
		資産税係	固定資産税の課税、固定資産等の証明 等
		収納係	市税の徴収・督促・滞納処分、納税相談 等
特別滞納整理班		市税の高額滞納者・長期滞納者の徴収整理 等	
企画政策部	秘書課	秘書係	市長・助役の秘書、渉外調整 等
		政策調整係	各地域自治区との調整、政策調整会議(仮称) 等
	企画課	企画係	総合計画の策定、新市まちづくりプランの進行管理(主要施策) 等
		地域振興係	地域振興、広域行政 等
	広報情報課	広報広聴係	広報紙の発行、広聴事業 等
		情報管理係	情報化の推進、電算システムの運用管理 等
統計係		各種統計調査 等	
市民部	市民課	戸籍係	戸籍の受付・記載、国籍、身分事項、人口動態の調査 等
		住民記録係	総合窓口の総括、戸籍・住民票などの証明、住民異動届、印鑑登録 等
	国保年金課	国保係	国民健康保険の加入・脱退手続、医療費・老人医療費の給付 等
		年金係	国民年金の加入・脱退手続、免除受付 等
	生活環境課	生活安全係	交通安全、防犯、市民相談、消費者保護、町内会 等
		消防防災係	防災対策、防災施設、消防・消防団 等
		環境衛生係	環境保全、ごみ処理、資源リサイクル、公害対策、狂犬病予防 等

新市事務組織 事務分掌の概要

部 名	課 名	係 名	主な事務分掌
保健福祉部	社会福祉課	社会係	民生委員・児童委員、日本赤十字社・献血事業 等
		保護係	生活保護業務 等
		障がい福祉係	身体・知的障がい者の福祉、福祉医療 等
		児童係	児童福祉、母子・父子家庭の福祉、保育園、乳幼児医療 等
	高齢福祉課	高齢者係	高齢者のための各種福祉サービス、敬老会・敬老祝金 等
		介護保険係	介護保険事業計画、介護保険の給付、要介護認定 等
	健康増進課	予防係	健康診査、予防接種、休日救急医療 等
		母子保健係	母子の保健指導、母子健康手帳、栄養改善 等
		成人保健係	健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導 等
産業部	商工観光課	商工労政係	商工業の振興、融資あっせん、雇用の安定・促進 等
		観光係	観光の振興、観光宣伝、観光資源 等
		企業立地係	企業立地条件の調査・整備、企業誘致 等
	農政課	農政係	水田農業、農業団体の育成支援、公設地方卸売市場 等
		農業振興係	農業・林業・畜産業の振興、農業経営の改善 等
		農林土木係	土地改良、農業水利、農業用施設の維持管理 等
		国土調査係	地籍調査の実施 等
	建設部	道路河川課	管理係
維持係			道路・河川の維持管理・占用許可、道路交通安全施設 等
土木係			道路・橋りょうの新設・改良・舗装 等
建築住宅課		市営住宅係	市営住宅の建設・管理・入退居・使用料の徴収 等
		建築係	市有建造物の建築・営繕、建築確認申請 等
都市計画課		計画係	都市計画、土地区画整理、都市景観の形成、屋外広告物 等
		街路係	都市計画道路の新設・改良 等
		公園係	公園・緑地の整備・維持管理 等
下水道課		庶務係	共有施設建設・維持管理負担金、下水道事業の調査・統計 等
		料金係	下水道使用料・受益者負担金、農業集落排水施設使用料 等
		建設係	下水道・農業集落排水施設の計画・整備 等
		施設管理係	下水道・農業集落排水施設の維持管理、合併処理浄化槽 等

新市事務組織 事務分掌の概要

部 名	課 名	係 名	主な事務分掌
表郷・大信・東 庁舎	総務課	総務係	区長の秘書、庁舎の庶務・財産管理 等
		地域振興係	地域自治区の総合調整・振興、地域協議会の事務 等
		税務係	税証明、市税、国民健康保険税、介護保険料、納税相談 等
	市民課	住民戸籍係	戸籍、住民票、印鑑証明 等
		国保年金係	国民健康保険、国民年金 等
		生活安全係	交通安全、防犯、消防、町内会 等
		環境衛生係	ごみ収集・資源回収、公害などの苦情、狂犬病予防 等
	保健福祉課	社会福祉係	生活保護、障がい者福祉、児童福祉、保育園 等
		高齢福祉係	高齢者福祉、介護保険 等
		健康増進係	母子保健、老人保健、予防接種、健康相談 等
	産業課	商工観光係	商工業の振興、観光の振興 等
		農林係	農業・林業・畜産の振興、農業水利 等
	建設課	道路河川係	道路・河川・橋りょう、道路交通安全施設 等
		建築住宅係	市営住宅の管理、建築確認申請 等
		下水道係	下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽 等
会計課	審査係	公金支出の審査・指導、現金・財産の記録管理、指定金融機関 等	
	出納係	現金・物品の出納・保管、決算の調整 等	
	分室(各庁舎)	公金支出の審査、現金・物品の出納・保管 等	
議会事務局	庶務調査係	議員の身分、議会の庶務 等	
	議事係	本会議などの運営、会議録の作成 等	
教育委員会 事務局	教育総務課	庶務係	総合調整、教育委員会の会議、叙位叙勲・表彰、奨学資金 等
		施設係	学校施設の建設・維持管理 等
	学校教育課	指導係	教育課程・学習指導、教科書採択、特殊教育、教職員の研修 等
		管理係	入学・転校の手続、就学関係補助金、学校給食、学校保健 等
	生涯学習課	生涯学習係	生涯学習・社会教育の推進、成人式 等
		青少年女性係	青少年の健全育成、女性の社会参加の推進 等
		市史編さん係	市史の編さん・刊行 等

新市事務組織 事務分掌の概要

部 名	課 名	係 名	主な事務分掌
教育委員会 事務局	文化課	文化振興係	芸術文化の振興、芸術文化団体の育成・指導 等
		文化財保護係	文化財の指定・保護、歴史民俗資料館などの展示・企画展開催 等
		文化財調査係	埋蔵文化財の調査・保存 等
	スポーツ健康課	スポーツ健康係	スポーツ大会の開催、スポーツ教室、スポーツ団体の育成 等
		施設管理係	体育施設の管理 等
	学校教育課 (表郷・大信・東)	教育振興係	児童生徒の就学事務、学校給食、学校施設の維持管理 等
	生涯学習課 (表郷・大信・東)	生涯学習係	生涯学習・社会教育の推進、芸術文化の振興 等
スポーツ健康係		スポーツの振興、体育施設の管理 等	
水道事業所	業務課	業務係	事業計画、水道事業会計の予算・決算、固定資産の取得・管理 等
		営業係	メーター検針、使用水量の計量、水道料金・下水道使用料の徴収 等
	施設課	管理係	給配水管の漏水防止、取水場・配水場の維持管理、水質検査 等
		施設係	水道・簡易水道施設の拡張・改良、給水装置工事 等
	分所(各庁舎)		水道料金・下水道使用料、管路施設の維持管理 等
選挙管理委員会事務局		庶務係	選挙管理委員会の運営 等
		選挙係	選挙に関する事務、選挙の啓発 等
監査委員事務局			事務・事業執行の監査 等
農業委員会事務局			農業委員会の運営、農地法事務、農業者年金 等
	分室(各庁舎)		農地法事務、農業者年金 等

協議第72号

平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算(第1号)
(案)について

平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算(第1号)(案)について、次のとおり提案する。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,469千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,803千円とする。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年5月24日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		500	1,469	1,969
	1 繰越金	500	1,469	1,969
歳入合計		9,334	1,469	10,803

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		3,863	875	4,738
	1 事業費	3,863	875	4,738
3 予備費		100	594	694
	1 予備費	100	594	694
歳出合計		9,334	1,469	10,803

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	500	1,469	1,969
歳入合計	9,334	1,469	10,803

歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 事業費	3,863	875	4,738
3 予備費	100	594	694
歳出合計	9,334	1,469	10,803

2 歳入

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 繰越金	500	1,469	1,969			
1 繰越金	500	1,469	1,969			
1 繰越金	500	1,469	1,969	1 繰越金	1,469	平成16年度繰越金 1,469
歳入合計	9,334	1,469	10,803		1,469	

3 歳出

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 事業費	3,863	875	4,738			
1 事業費	3,863	875	4,738			
1 事業推進費	3,863	875	4,738	11 需用費	650	・印刷製本費 650
				13 委託料	225	・新市市章商標類似調査委託 225
3 予備費	100	594	694			
1 予備費	100	594	694			
1 予備費	100	594	694	1 予備費	594	
歳出合計	9,334	1,469	10,803		1,469	

協議第73号

特別職の報酬等調整委員会の設置について

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会特別職の報酬等調整委員会設置要綱（案）
について、別紙のとおり提案する。

平成17年5月24日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

【協定項目の確認内容（協定項目7 特別職の職員の身分の取扱い）】

- 1 特別職の職員の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。
- 2 報酬等の額は、白河市の例を基本に、類似団体等の状況を参考として、
合併時までに、4市村による特別職の報酬等調整委員会を設置し、調整する。
- 3 地域自治区の長の報酬等の額は、先進事例等を参考として、合併時までに、
4市村による特別職の報酬等調整委員会において、調整する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会特別職の報酬等調整委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会長（以下「協議会会長」という。）の諮問に応じ、新市における特別職の報酬等の額について審議するため、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約第19条の規定に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）に特別職の報酬等調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、協議会会長から諮問された別表に掲げる特別職の報酬等の額について調査、審議等を行う。

（組織）

第3条 委員会は、委員12名をもって組織する。

- 2 委員は、白河市、表郷村、大信村及び東村から推薦された各市村3名の学識経験者を協議会会長が委嘱する。
- 3 委員は、諮問に係る答申が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長等）

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名
- 2 委員長等は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。ただし、最初の会議は協議会会長が招集する。

- 2 会議は委員の半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議は非公開とする。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

（答申）

第7条 委員長は、協議会会長から諮問された事項の調整、審議等の結果について、協議会会長に答申する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償額並びに支給方法は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の例による。

(守秘義務)

第9条 委員は会議において、知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月24日から施行する。

別表 (第2条関係)

1	市長 市長職務執行者 助役 収入役 教育長 水道事業管理者 地域自治区区長
2	議会議員
3	教育委員会委員
4	選挙管理委員会委員
5	公平委員会委員
6	監査委員
7	農業委員会委員
8	固定資産評価審査委員会委員
9	その他協議会会長が特に必要と認める特別職

特別職の報酬等調整委員会のスケジュール (案)

5月24日	・第16回合併協議会で特別職の報酬等調整委員会設置要綱の承認
6月上旬・中旬	・各市村から委員の推薦
7月上旬	・第1回特別職の報酬等調整委員会開催
7月下旬	・第2回特別職の報酬等調整委員会開催
8月上旬	・協議会会長へ審議結果の答申
8月30日	・第18回合併協議会に報告

協議第74号

新市の市章について

新市の市章について、次のとおり提案する。

新市の市章については、「新市市章募集要領」を定め、募集を行ない、「新市市章候補選考基準」及び「新市市章候補作品選考手順」に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会において選定する。

平成17年5月24日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

【協定項目の確認内容（協定項目19 慣行の取扱い）】

- 1 市章については、新市発足までに公募により選定し、新市において制定する。
- 2 市の花・木・鳥については、新市において新たに制定する。
- 3 市民憲章、市の各種宣言等、市民歌、シンボルキャラクター、シンボルマークについては、新市において検討する。

新市市章募集要領（案）

1 募集の目的

白河市・表郷村・大信村・東村の4市村が平成17年11月7日に合併して誕生する新「白河市」の市章を募集し、新市の将来像「人 文化 自然 輝き集う県南中核都市」にふさわしい市章候補を選定することを目的とする。

2 募集の基準

市章の募集基準は、次のとおりとする。

- (1)新市の将来像である「人 文化 自然 輝き集う県南中核都市」にふさわしいデザインであること。
- (2)市旗、バッチ等にも使用できるデザインであること。
- (3)用紙の地色を含め4色以内であること。なお、グラデーション（色を段階的に変化させること）は不可とする。
- (4)単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること。
- (5)自作の未発表作品で、他市章・他商標等と類似しないものであること。

3 応募の方法

応募の条件、方法等については、次のとおりとする。

- (1)応募資格は、新市の市章にふさわしい優れたデザインの候補案をできる限り幅広く募集できるように、だれでも応募できるものとし、一人何点でも応募可能とする。
- (2)応募は、専用の応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4判白色用紙を縦長で使用し、枠外に天地を明示する。用紙1枚につき、1作品とする。
- (3)応募用紙には、「デザインの趣旨（100字程度）」、「郵便番号」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」、「職業」、学生・生徒については「学校名、学年」を明記すること。
- (4)応募は、持参又は封書による郵便とする。（メール等は不可とする。）
- (5)応募先は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局とする。

〒961-0908 福島県白河市大手町3-8 TEL 0248-31-2118

4 募集期間

平成17年6月1日（水）から平成17年6月30日（木）までとする。（当日消印有効）

5 広報活動

募集期間中、合併協議会だより、合併協議会ホームページ、4市村の広報紙及び4市村のホームページに掲載すると共に、募集チラシを作成し4市村全戸配布により広報を行う。

6 採用作品の発表

合併協議会だより、合併協議会ホームページ等で発表するとともに、入賞者には別途通知する。

7 懸賞

採用作品応募者及び候補作品応募者に、次の賞を贈呈する。なお、受賞者が18歳未満の場合には、その保護者に代理授与する。

- | | | | |
|----------------|------|----|------|
| (1)採用作品応募者（1人） | 最優秀賞 | 賞金 | 20万円 |
| (2)候補作品応募者（2人） | 優秀賞 | 賞金 | 3万円 |

8 著作権等

著作権等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1)採用作品に関する一切の権限は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会及び白河市に帰属する。
- (2)応募作品は返却しない。
- (3)採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロで利用する場合がある。

9 その他

新市の市章候補の選定に関し必要な事項については、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会において定める。

10 市章制定のスケジュール

	期 日	内 容
○募集準備 	平成17年5月24日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会で協議・方針決定 ・「新市市章募集要領」、「新市市章候補選考基準」、「新市市章候補作品選考手順」の承認 ・新市市章候補選考委員会委員の決定
○募集広報 	平成17年5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・募集及び広報活動 合併協議会だより、4市村広報誌 合併協議会、4市村ホームページ 募集チラシ作成（4市村全戸へ配布）
○デザイン募集 	平成17年6月1日（水） ） 平成17年6月30日（木）	<ul style="list-style-type: none"> 募集開始 募集締め切り
○受付審査 	平成17年7月上旬 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・受付審査 合併協議会事務局

	期 日	内 容
○第1次選考 	平成17年7月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会幹事会委員、合併協議会事務局 (計 24名) ・応募作品の中から100作品を選考
○第2次選考 	平成17年7月22日(金) (午前予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・新市市章候補選考委員会による選考 ・第1次選考作品100作品の中から10作品を選考
○第3次選考 	平成17年7月22日(金) 予定	<ul style="list-style-type: none"> ・第17回合併協議会にて選考 ・合併協議会委員全員により、第2次選考10作品の中から3作品を選考
○類似商標調査 	7月下旬～8月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・他市章・他商標等の類似チェック ・第3次選考3作品を類似チェック 類似作品があった場合、次点作品を繰り上げにする。
○最終選考	平成17年8月30日(火) 予定	<ul style="list-style-type: none"> ・第18回合併協議会にて選考 ・合併協議会委員全員により第3次選考3作品の中から、最優秀賞作品1点、優秀賞作品2点を決定
○デザインの補正・市章制定の準備	平成17年9月～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・市章デザインの補正 ・市章のデータ化 ・市旗、市章パネル等作成
○入賞作品の表彰	平成17年10月25日(火) 予定	<ul style="list-style-type: none"> ・第19回合併協議会にて入賞者の表彰
○市章制定	平成17年11月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の市章告示

白河市「市章デザイン」応募用紙

受付番号

★市章デザイン（縦横：15cm）

天

地

★デザインの趣旨（100字程度）

応募者	住所	〒				
	ふりがな	年齢 歳	性別 男 女	職業	学校名 学年	
	氏名					学校年
	電話番号	()				

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会市章選考委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）は、新市の市章デザインの公募に伴う市章デザインの候補作品を選考するため、市章選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 選考委員会は、別に定める市章デザイン選考手順に従い、応募された市章デザイン候補作品の選考を行い、その結果を協議会に報告する。

（組織）

第3条 選考委員会は、次に定める委員16名で構成する。

- (1) 協議会規約第7条第1項第1号に定める助役（助役を置かない市村においては、同条第2項の規程により当該市村長の指定する者）
- (2) 協議会規約第7条第1項第2号又は第3号に定める委員 各市村1名
- (3) 協議会規約第7条第1項第4号に定める委員 各市村2名

（委員長等）

第4条 選考委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長等は、委員の互選により選出する。

（選考会）

第5条 選考委員会の会議（以下「選考会」という。）は、委員長が招集し、委員長は選考会の議長となる。

- 2 選考会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

（報告）

第7条 委員長は、選考会の選考結果について、協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 選考委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月24日から施行する。

新市市章候補選考基準（案）

1. 選考基準

市章の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 新市の将来像である「人・文化・自然 輝き集う県南中核都市」にふさわしい市章（作品）であること。
- (2) 市旗、バッチ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内であること。なお、グラデーション（色を段階的に変化させること）は不可とする。
- (4) 単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること。
- (5) 自作の未発表作品で、他市章・他商標等と類似しないものであること。
- (6) デザインから連想させるものが適切であること。
- (7) 美しさ、ユニークさを感じられるものであること。
- (8) 造形性や視認性に優れているものであること。
- (9) 公共にふさわしく好感がもてるものであること。
- (10) 目立つ、印象に残るものであること。
- (11) 再現性、展開性に優れているものであること。
- (12) 独自性があること。
- (13) 文化的価値、情報価値を保有しているものであること。

2. 選考方法

新市市章候補は、応募作品の中から第1次市章候補選考会で100作品を選考し、第2次市章候補選考会（新市市章候補選考委員会）で10作品を選考、これを合併協議会の第3次市章候補選考会で3作品までに選考し、類似商標調査を行った後、合併協議会で最終市章候補選考会の協議により新市の市章を決定する。

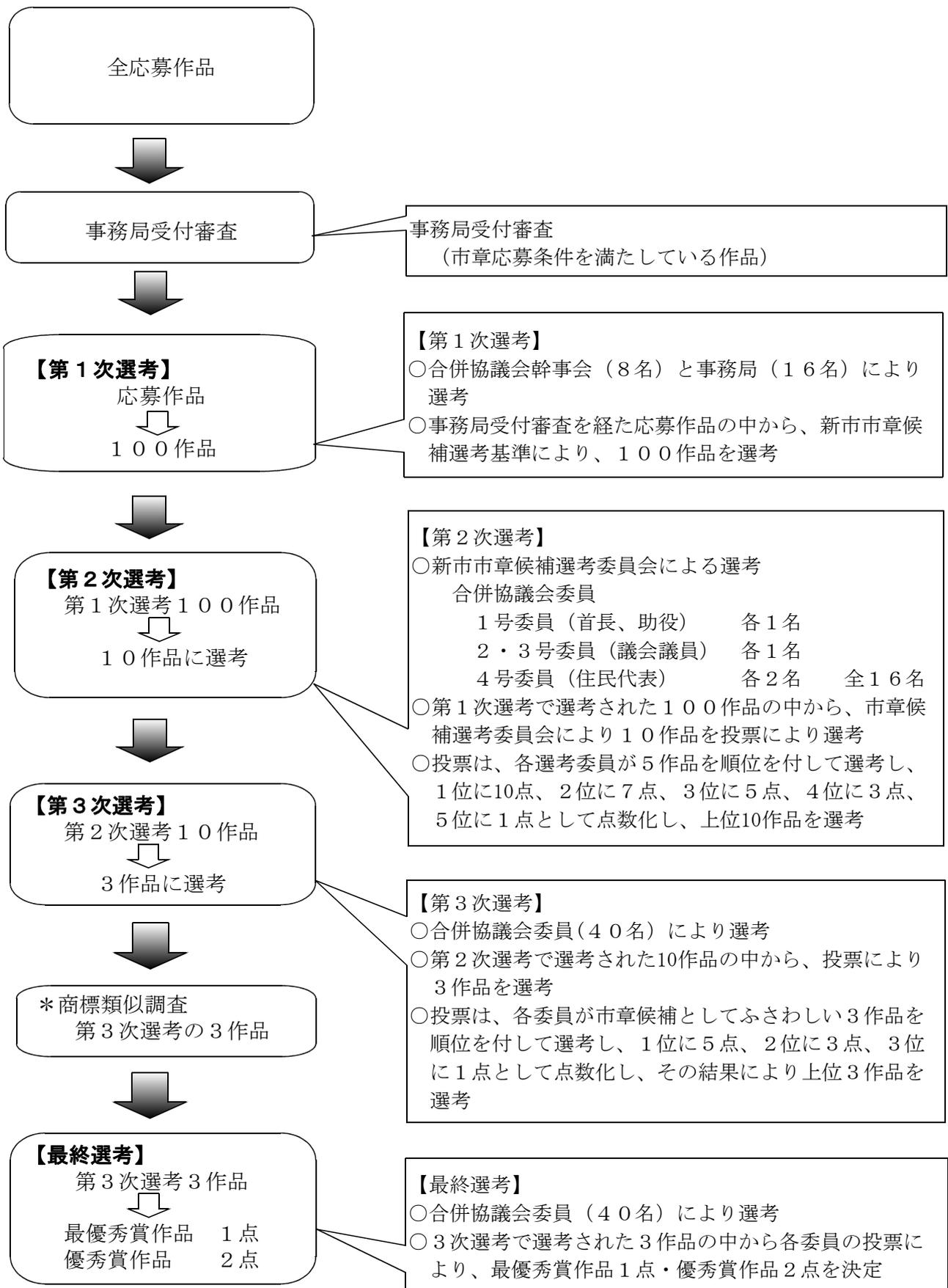
3. 応募作品の補正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で補正することができるものとする。

4. 選考に当たっての留意点

市章の選考に当たっては、そのデザインの趣旨について、十分留意するものとする。

新市市章候補作品選考手順（案）



新市の市章公募に関する先進事例

	二本松市（福島県）	那須塩原市（栃木県）	筑西市（茨城県）	北杜市（山梨県）	光市（山口県）
募集要領等 制定	有	有	有	有	有
募集期間	平成17年 4月20日～ 平成17年 6月15日 (約2ヶ月)	平成16年 8月16日～ 平成16年 9月30日 (1ヶ月半)	平成16年 9月 1日～ 平成16年 9月30日 (1ヶ月)	平成15年12月～ 平成16年 1月30日 (2ヶ月)	平成16年 6月 1日～ 平成16年 7月 9日 (約1ヶ月)
応募方法	持参または封書による郵送 (FAX・電子メールでの 応募は不可)	持参または封書による郵送 (電子メールでの応募は不 可)	持参または封書による郵送	持参または封書による郵送 (電子メールでの応募は不 可)	持参または封書による郵送 (電子メールでの応募は可)
応募資格	制限無し	黒磯市、西那須野町、塩原 町のいずれかに応募時点で 住所を有するもの	制限無し	制限無し	制限無し
応募数	募集中	840点	1,003点	2,196点	1,775点
各賞及び 賞品等	最優秀賞：1点 (賞金 20万円) 優秀賞：4点程度 (賞金 1万円)	最優秀賞：1点 (賞金 20万円) 優秀賞：5点以内 (賞金 2万円)	最優秀賞：1点 (賞金 20万円) 優秀賞：4点 (賞金 3万円)	最優秀賞：1点 (賞金 30万円) 優勝賞：3点 (賞金 3万円)	最優秀賞：1点 (賞金 20万円) 優秀賞：2点 (賞金 5万円)
選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・0次選考 事務局 ・1次選考 合併担当者 ・2次選考 幹事会（デザイン精通者 の意見聴取） ・3次選考 正副会長会議 	幹事会（9名） <ul style="list-style-type: none"> ・黒磯市、西那須野町、塩 原町の各市町の助役、総 務部長、企画課長 	市章候補選定小委員会 （8名） <ul style="list-style-type: none"> ・協議会第2号委員（議会 議員）1市町あたり1名 ・協議会第3号委員（学識 経験者）1市町あたり1 名 	市章検討委員会（30名） <ul style="list-style-type: none"> ・明野村、須玉町、高根村、 長坂町、大泉村、白州町、 武川村の各町村代表、各 3名 ・須玉明野商工会、白州武 川商工会、高根大泉商工 会、長坂町商工会の各商 工会代表、各1名 ・甲陵高校・北杜高校の各 高校の代表、各2名 ・アドバイザー（山梨県デ ザインセンター） 	市章デザイン選考委員会 （10名） <ul style="list-style-type: none"> ・専門家・有識者 光市4名、大和市2名 ・住民代表 光市2名、大和市2名
デザイナー 等への委託	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次選考後類似商標調 査、補正を業務委託の予 定 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ化するために業者 委託（デザイン決定後） はしたが、デザイナーの 市章候補選定のための委 託、デザイン補正の委託 は行っていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ化するために業者 委託（デザイン決定後） はしたが、デザイナーの 市章候補選定のための委 託、デザイン補正の委託 は行っていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの山梨県デ ザインセンターは市章候 補選考の最初から入って いる（委託） ・データ化するために山梨 県デザインセンターに委 託した 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家（デザイナー2名） は、市章候補選定の最初 から入っている（無報酬） ・類似商標調査のため、業 務委託をした（最終選考 後）

新市の市章公募に関する先進事例

	二本松市（福島県）	那須塩原市（栃木県）	筑西市（茨城県）	北杜市（山梨県）	光市（山口県）
選考内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0次選考 事務局で募集条件審査 ・ 1次選考 合併担当者レベルで100点程度選考 ・ 2次選考 幹事会で10点程度選考 ・ 3次選考 正副会長会議で5点程度選考 	<p>平成16年10月22日 10作品を幹事会において選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次選考 平成16年10月19日市章候補選定小委員会で184点に選考 ・ 第2次選考 平成16年11月12日市章候補選定小委員会で20点に選考 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次選考、第2次選考 平成16年2月17日市章検討委員会で40点に選考 ・ 第3次選考 平成16年2月26日市章検討委員会で13点に選考 ・ 第4次選考 平成16年2月26日市章検討委員会で4点に選考（記名投票） ・ 最終選考 平成16年3月12日運営調整会議（7町村長による最終選考）で1点に選考 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次選考 平成16年7月21日市章デザイン選考委員会で54点に選考 ・ 第2次選考 平成16年7月27日市章デザイン選考委員会で10点に選考 ・ 第3次選考（最終選考） 平成16年8月2日市章デザイン選考委員会で3点を選考
決定時期	平成17年 8月上旬 協議会で委員の投票により決定	平成16年10月29日 協議会で委員の投票により決定	平成16年11月25日 協議会で委員の投票により決定	平成16年3月25日 協議会で運営調整会議の報告を受け、決定	平成16年8月25日 協議会で決定
制定方法	平成17年12月1日二本松市で専決処分により告示予定	平成17年1月1日那須塩原市で告示	平成17年3月28日筑西市で告示	平成16年11月1日北杜市で告示	平成16年10月4日光市で告示
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4色以内 グラデーションは不可 ・ 市旗、バッジ、看板、封筒等にも使用できるデザインであること ・ 自作の未発表作品であること ・ 複数応募可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4色以内 グラデーションは不可 ・ 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること ・ 単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないもの ・ 自作の未発表作品で、他市章・他商標等と類似しないもの ・ 複数応募可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3色以内 グラデーションは不可 ・ 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること ・ モノクロで表現した場合でも、イメージや安定感が損なわれないもの ・ 自作の未発表作品であること ・ 他の市町村章及び商標等と類似しないもの ・ 複数応募可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用紙の地色は白色 グラデーションは不可 ・ 市の旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインであること ・ 自作の未発表作品で、他に類似するものがないものに限る ・ 複数応募可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4色以内 グラデーションは不可 ・ 市旗、バッジ、封筒等にも使用できるデザインであること ・ 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないもの ・ 自作の未発表作品であること ・ 他の市町村章及び他商標等と類似しないデザインであること ・ 複数応募可
新市章	・ 募集中				

県内合併協議会市章関係状況

協議会名	構成市町村	新市名称	合併の方式	合併の期日	協議会決定事項	現在の状況
田村地方5町村合併協議会	滝根町 大越町 都路村 常葉町 船引町	田村市	新設合併	平成17年 3月 1日	新市において定める	平成17年4月24日新市長誕生後、市章募集を行う
会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会	会津高田町 会津本郷町 新鶴村	会津美里町	新設合併	平成17年10月 1日	新町において定める	
白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会	白河市 表郷村 大信村 東村	白河市	新設合併	平成17年11月 7日	新市発足までに公募により選定し、新市において制定する。	募集要領・選考基準等作成中
二本松・東北達地方合併協議会	二本松市 安達町 岩代町 東和町	二本松市	新設合併	平成17年12月 1日	合併時まで公募して新たに制定する	H17.3.29合併協議会で募集要領等を決定 募集期間H17.4.20～ H17.6.15
伊達5町合併協議会	伊達町 梁川町 保原町 霊山町 月館町	伊達市	新設合併	平成18年 1月 1日	新市において新たに制定する	
南相馬合併協議会	小高町 鹿島町 原町市	南相馬市	新設合併	平成18年 1月 1日	公募等により合併時まで決定する	H17.6月合併協議会へ提案予定 募集予定6月～7月
喜多方地方5市町村合併協議会	喜多方市 熱塩加納村 塩川町 山都町 高郷村	喜多方市	新設合併	平成18年 1月 4日	新市において定める	
田島町・館岩村・伊南村・南郷村合併協議会	田島町 館岩村 伊南村 南郷村	南会津町	新設合併	平成18年 3月20日	新市において新たに定める	
会津若松市・北会津村合併協議会	会津若松市 北会津村	会津若松市	編入合併	平成16年11月 1日	会津若松市の市章	
会津若松市・河東町合併協議会	会津若松市 河東町	会津若松市	編入合併	平成17年11月 1日	会津若松市の市章	
須賀川市・長沼町合併協議会	須賀川市 長沼町	須賀川市	編入合併	平成17年 4月 1日	須賀川市の市章	
須賀川市・岩瀬村合併協議会	須賀川市 岩瀬村	須賀川市	編入合併	平成17年 4月 1日	須賀川市の市章	

第17回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会開催日程について

開催時期	開催場所
平成17年7月22日(金) 午後1時30分	東村中央公民館